

大和町空き家住宅購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和町内にある空き家の利活用及び定住の促進と、地域活力を維持することを目的とし、空き家及びその土地を取得した場合に、予算の範囲内で大和町空き家住宅購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 この要綱において補助金の対象となる者をいう
 - (2) 移住 町内に住所を異動し、移り住むことをいう
 - (3) 定住 永く住むことを前提に、町内に住所を有し、生活の実態があることをいう
 - (4) 空き家 現に居住しておらず、建築されてから20年以上経過する住宅であって、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えている家屋をいう
 - (5) 同居する世帯 住居と生計を共にしている者の集まりをいう
 - (6) 町税等 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう
- (補助対象区域)

第3条 補助金の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、大和町の宮床地区、吉田地区、鶴巣地区及び落合地区とする。ただし、市街化区域は除くものとする。

(補助対象者の要件)

第4条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象区域内に空き家及びその土地を取得した者
- (2) 前号の空き家等に居住するために転入又は転居した者
- (3) 次のいずれかの居住要件に該当する者
 - ア 転入日から起算して過去継続して2年以上町外に居住し、当該地に転入した者
 - イ 転居日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）当該地以外に居住し、当該地に転居した者
 - ウ 上記のほか、当該地以外の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した者
- (4) 大和町に定住意志のある者
- (5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある者
- (6) 世帯全員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (7) 同居する世帯全員に、町税等の滞納がない者
- (8) 過去にこの要綱による補助を受けたことがない者

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象区域に存する空き家であること
- (2) 補助対象者が空き家及びその土地を購入し、引渡しを受けたものであること
- (3) 申請日から起算して過去1年以内に居住及び引渡し又は取得した物件であること
- (4) 過去にこの要綱による補助を受けたことのない物件であること
- (5) 空き家及びその土地の取得費用を含む事業費が200万円以上であること
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大和町空き家住宅購入支援事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号。以下「申請書及び実績報告書」という。)に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 空き家取得等に係る売買契約書の写し
- (2) 対象空き家の位置図
- (3) 対象空き家の写真及び図面等
- (4) 代金の支払いを確認できる書類の写し
- (5) 建物(対象空き家)及び土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (6) 世帯全員分の町税等の滞納がないことの証明書
- (7) 同居する世帯全員分の住民票の写し
- (8) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (9) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定し、大和町空き家住宅購入支援事業補助金交付・不交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定は、予算の範囲内において行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の額を確定された交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、大和町空き家住宅購入支援事業補助金請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(調査等)

第9条 町長は、この要綱に基づく対象事業に関して、必要な調査を行うことができる。

(条件確認の届出)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して、5年目の日の属する年度又は補助要件に該当しない事由が生じた場合は随時、大和町空き家住宅購入支援事業補助金の交付の条件を確認する届出(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた者と同居している世帯全員分の住民票の写し
- (2) 届出日時点での住宅及びその土地の所有権を確認できる書類
- (3) 世帯全員分の町税等に滞納がないことの証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(決定の取消及び補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反したとき及び前条の届出が提出され、次に該当すると認めるときは、補助金の全額又は一部の交付を取消し、返還を命じ、大和町空き家住宅購入支援事業補助金取消・返還通知書(様式第 6 号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付を受けてから 5 年以内に、やむを得ない場合を除き、自己都合により物件から転居、譲渡、賃貸した場合は、全額返還とする

(2) 虚偽の申請又は不正な手段等により補助金を受領した場合は、全額返還とする

(3) その他町長が返還を必要と認めた場合は、町長が認めた額を返還とする

2 補助金の交付を受けた者は、前項の通知を受けた場合は、町長の指示に従い速やかに補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に事業が完了しているものについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

	種別	補助の区分及び金額		要件等
		転入	転居	
基礎額	空き家及びその土地の取得	30 万円	15 万円	事業費の 5%が基礎額に満たない場合はその額とする
加算額	空き家バンク加算	10 万円	10 万円	大和町空き家バンク活用時
全体上限額		40 万円	25 万円	

※1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。